

6 私立学校名称に関する府令 (明治二十年五月)

(欄外注記1)
明治二十年五月十日受 学務課主任属大束重善(印)
日出

知事(高崎印) 第一部長 学務課長(元田印)
第二部長(渡辺印) 文書課長(田中印)

私立学校名称之義ニ付府令按

東京府令第廿四号

私立学校ニ於テハ校名ノ上ニ私立ノ二字ヲ冠シ左ノ書式ニ拠リ
門標ヲ掲クヘシ

但生徒募集等ノ為メ新聞紙等へ広告ヲナス場合ニ於テモ校名
ノ上ニハ私立ノ二字ヲ冠スヘシ (朱書)
〔二十年五月十三日〕 (朱書)〔知事〕

私
立
何々校舎

理由

是迄私立学校名称等ニ関シ一定之制規アラサルカ為メ幹理上往
々不都合之廉有之ニヨリ本按ヲ草ス

(欄外注記1)
〔判決五月十二日〕

〔明治二十年普通第一種 本庁命令録 学務課
616 D39〕